

京都市立芸術大学音楽学部科目等履修生に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 京都市立芸術大学学則（以下「学則」という。）第39条及び第43条による音楽学部科目等履修生（以下「科目等履修生」という。）の取扱いは、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 科目等履修生の入学資格は、学則第18条（入学資格）に定める者とする。

(入学の出願)

第3条 科目等履修生志願には、科目等履修生願書、履歴書、卒業又は修了証明書を提出しなければならない。

(入学選考)

第4条 科目等履修生の入学選考は、書類選考によるものとする。

(修学年限)

第5条 科目等履修生の修学年限は、1年とする。

(履修単位数)

第6条 履修可能な単位数は1学年20単位までとする。

(履修科目)

第7条 履修可能な科目は実技実習以外の科目とする。

2 前項の規程にかかわらず、本学卒業者で科目等履修生となった者は、教職関係科目中の実技実習科目について教授会の承認を得て履修できる場合がある。

(単位の認定)

第8条 科目等履修生の単位認定については、京都市立芸術大学音楽学部履修規程の定めるところにより行う。

(その他)

第9条 科目等履修生に関して問題が生じたときは、教務委員会において協議する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。